子どもの権利に関する普及啓発の取組

事業内容	実施内容	対象	実施時期
広報かつしか・区公式SNS による普及啓発	広報かつしか(令和5年10月5日号)及び区公式SNSにおいて、葛飾区子どもの権利条例の制定について周知した。	一般区民	令和5年10月
葛飾区子どもの権利条例啓発 リーフレットの作成	葛飾区子どもの権利条例啓発用リーフレットを3種(子ども用2種、大人用1種)を作成した。 子ども用については、区立小中学校の全生徒児童に対し、学校を通じてリーフレットを配付した。(29,400部) その他、大人用は公設保育園、児童館、区内都立高校及び特別支援学校、区内大学、区内施設等にリーフレットを設置した。(1,700部)	18歳までの子ども 一般区民	令和6年3月 令和6年5月 (新小学1年生対象)
図書館展示	世界子どもの日(11月20日)前後に、区内図書館及び絵と言葉のライブラリーミッカ(亀有)において、子どもの権利に関する書籍紹介及びポスター展示を行う。	18歳までの子ども 一般区民	令和6年11月(予定)
職員向け研修	日頃業務で子どもに接する職員や一般区民を対象に、日常生活や日頃の業務における子どもの権利の保障について学ぶ機会を作る。	区職員 一般区民	令和6年11月~令和7年 1月(全3回)
絵本・動画制作	保育・教育施設や家庭で子どもの権利に関する学習ができるよう、様々な場面で活用できる子ども用学習ツール(絵本・デジタル紙芝居・学習用動画)を作成する。	18歳までの子ども (主に未就学児、 小・中学生)	令和7年2月完成予定
区公式ホームページ	子どもに関する情報が集約され、子ども自身が意見表明や相談ができるツールとなる子ども用ページを区ホームページ内に構築する。	18歳までの子ども	令和6年度に制作 (令和7年度より運用開 始予定)